

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 18 年 3 月 7 日・東京都規則第 15 号

1 概要

1 改正理由

- (1) 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の公布により、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 124 号）が公布され、商業登記法の一部が改正された。これに伴い、規定を整備する必要がある。
- (2) 海洋汚染汚染及び海上災害に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 36 号）が公布され、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）の名称が改正されたことに伴い、引用している規定を整備する必要がある。

2 改正事項の概要

- (1) 第 14 号様式「許可申請書」及び第 16 号様式「変更許可申請書」中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
- (2) 第 22 条第 1 号ワ、第 32 条第 1 号ハ（タ）及び第 48 条第 7 号ハ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

2 施行期日

平成 18 年 3 月 7 日

3 問い合わせ先

自然環境部計画課管理係

直通 03-5388-3539

内線 42-611